

第7期越谷市障がい福祉計画  
第3期越谷市障がい児福祉計画

( 骨子案 )

令和5年7月

越谷市



# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 基本理念	4
5. 国の基本指針について	5
第2章 計画の成果目標	6
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3. 地域生活支援の充実	8
4. 福祉施設から一般就労への移行等	9
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	11
6. 相談支援体制の充実・強化等	12
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策	14
1. 「福祉施設の入所者の地域生活への移行等」の見込	15
2. 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の見込	21
3. 「地域生活支援の充実」の見込	23
4. 「障がい児支援の提供体制の整備等」の見込	24
5. 「相談支援体制の充実・強化等」の見込	27
6. 「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築」の見込	28
7. 「地域生活支援事業」の見込	29
第4章 計画の実現に向けて	37

※「障害者」、「障害」の表記について

本書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の表記について、法令などに基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※「障がい者」、「障がい児」、「障がい者等」について

本書での「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」は18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとしします。

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和3年3月に策定した「第5次越谷市障がい者計画」において掲げた基本理念「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向けて、様々な分野にわたる障がい福祉施策を推進してきました。また、同時期に策定した「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」において、障害福祉サービスや障がい児支援等の提供体制の確保に関する事項について定め、障がい者や障がい児の日常生活や社会生活を支える支援体制の充実を図ってきました。

令和4年12月には障がい福祉計画の根拠法である障害者総合支援法<sup>※1</sup>が改正され、障がい者の住まいや働き方の幅を広げることを目指して、一人暮らしを希望する人のための移行支援・定着支援や、新サービス「就労選択支援」の新設等の改正事項が盛り込まれました（令和6年4月施行）。

また、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定にあたって、国が提示した基本的な指針<sup>※2</sup>においては、社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築、児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備等の記載が追加されました。

本計画は、障害者総合支援法の改正事項や、基本的な指針、県の基本的な考え方、「第5次越谷市障がい者計画」等を踏まえ、引き続き、障がい者等への総合的な支援体制の確立を目指して策定します。

---

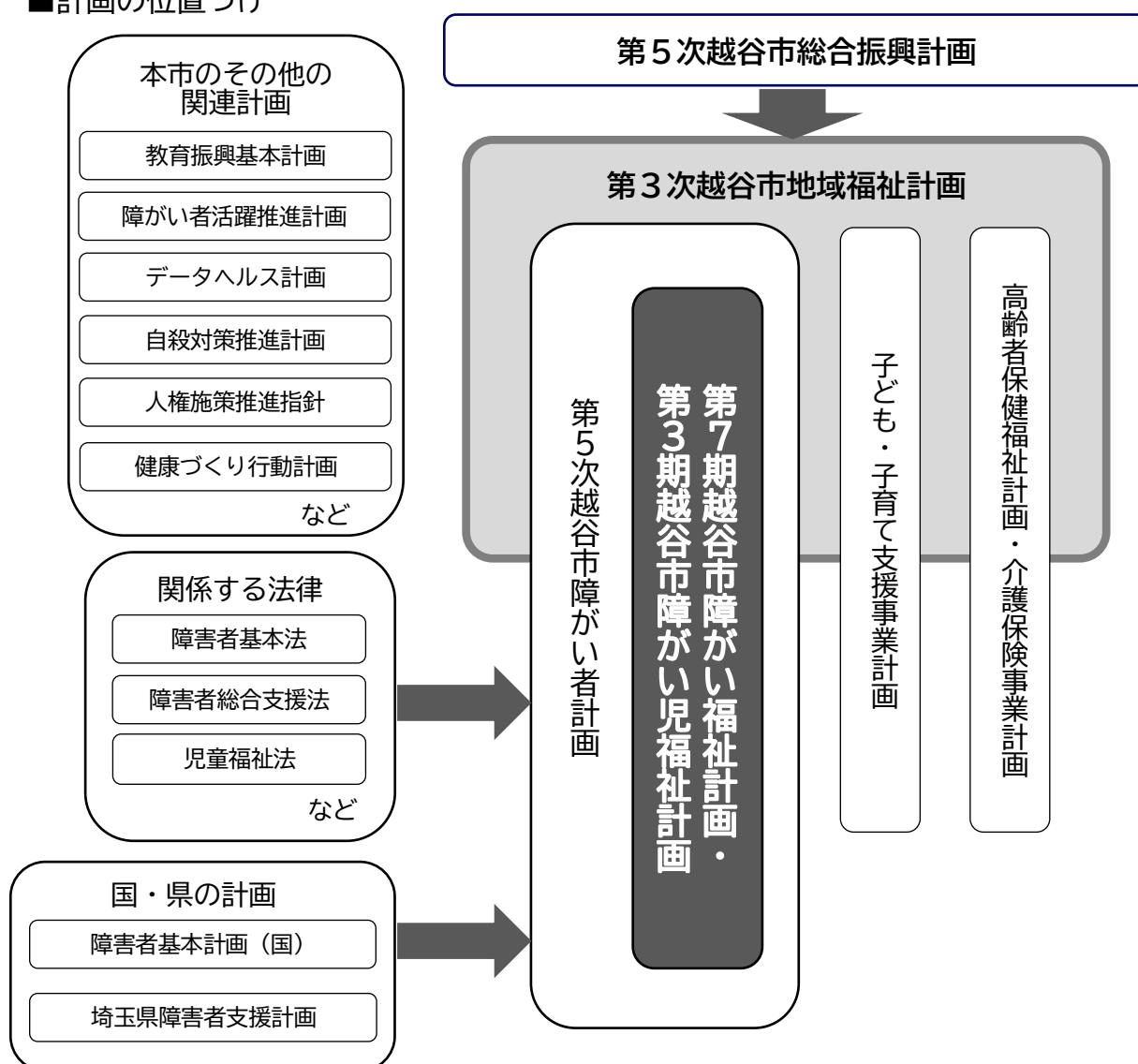
※1 障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）：障がい者や障がい児の日常生活や社会生活に必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで障がい者や障がい児の福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す法律。

※2 基本的な指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）：障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成や変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制を総合的・計画的に確保できるようにするために国が定めた指針。

## 2. 計画の位置づけ

- ① 本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第7期越谷市障がい福祉計画」及び「第3期越谷市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定するものです。
- ② 本計画は、本市の障がい者等の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」に掲載されている障がい福祉施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。本計画の策定にあたっては、「第5次越谷市障がい者計画」と整合を図ったものとします。
- ③ 本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえるとともに、本市の関連分野の各計画との連携・調整を図ったものとします。

### ■計画の位置づけ



～障がい福祉に関する計画を策定する法的根拠及び計画において定める事項～

① 越谷市障がい福祉計画(本計画)

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい福祉計画策定の根拠 ～障害者総合支援法第八十八条より～

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めることとされている項目】

- ア 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- イ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

② 越谷市障がい児福祉計画(本計画)

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や、障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい児福祉計画策定の根拠 ～児童福祉法第三十三条の二十より～

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めることとされている項目】

- ア 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- イ 各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③ 越谷市障がい者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする基本的な計画として策定するものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定めている福祉サービスの提供体制等に関することのみならず、雇用の促進・教育の充実・生活環境の整備など障がい者等の福祉に資する幅広い分野の取組について定めています。

障がい者計画策定の根拠 ～障害者基本法第十一条より～

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 3. 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、最終年度となる令和8年度には、3年間の成果を踏まえ次年度から始まる次期計画を策定する予定です。



### 4. 基本理念

本市の障がい者等の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念としています。

本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」に掲載している障がい福祉施策のうち、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置づけられています。

このことから、本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念を踏襲することとします。

#### 基本理念

**障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、  
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会**



## 5. 国の基本指針について

本計画の策定にあたっては、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成にあたって国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げられている以下の事項も踏まえています。

### 国の基本指針で掲げられている考え方(項目名を抜粋)

#### 1 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

#### 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 訪問系サービスの保障
- (2) 日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

#### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の充実・強化
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 協議会の活性化

#### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

## 第2章 計画の成果目標

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めるため、本項目について、以下のとおり目標を設定することとしています。

#### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度末までの施設入所から地域生活への移行者数を令和4年度末施設入所者数の6%以上とする。</li> <li>○令和8年度末における施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減する。</li> </ul>	

本市では、以下のとおり目標を設定します。

#### 【本市の目標】

項目	目標	目標の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数		
令和8年度末における施設入所者数		

本市では、地域生活への希望者に対し、在宅での支援やグループホームへの入居支援等を行っていますが、施設への入所を希望する待機者が多い状況であることから、施設入所者の削減に関する具体的な目標は設定しない予定です。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいのある人を含む。以下同じ。）の地域生活への移行・定着を進めるため、本項目について、以下の目標を設定することとしています。

### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。</li> <li>○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を削減する。</li> <li>○精神病床における退院率を、入院後3か月時点で68.9%以上、6か月時点で84.5%以上、1年後で91.0%以上とする。</li> </ul>	

上記の目標については、全県の目標として埼玉県の障害者支援計画で設定される予定です。

### 3. 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、本項目について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。</p> <p>○強度行動障がいのある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</p>	

本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	
運用状況の検証及び検討	
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	←新規項目
強度行動障がいのある者に関する支援ニーズの把握	←新規項目

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設からの一般就労への移行及びその定着を進めるため、本項目について、以下のとおり目標を設定することとしています。

##### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする(就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上)。</li> <li>○令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とする。</li> <li>○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</li> <li>○令和8年度における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</li> </ul>	

## 第2章 計画の成果目標

本市では、以下のとおり目標を設定します。

### 【本市の目標】

項目	目標	目標の考え方
令和8年度の一般就労への移行者数		
令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の就労移行支援事業所の割合	←新規項目	
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数		
令和8年度における7割以上の就労定着率を達成している就労定着支援事業所の割合	←新規項目	

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。</li> <li>○令和8年度末までに、全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築する。</li> <li>○令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。</li> <li>○令和8年度末までに、医療的ケア児等のための関係機関の協議の場を各市町村又は各圏域に設置する。</li> <li>○令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は各圏域に配置する。</li> </ul>	

本市では、以下のとおり目標を設定します。

### 【本市の目標】

項目	実施状況
児童発達支援センターの設置	
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	←新規項目
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、本項目について、以下の目標を設定することとしています。

### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。</li> <li>○基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li> <li>○協議会における個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行う。</li> </ul>	

本市では、以下のとおり目標を設定します。

### 【本市の目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	←新規項目
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の構築	←新規項目
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	←新規項目



## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、本項目について、以下の目標を設定することとしています。

### 【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
○令和8年度末までに各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する。	

本市では、以下のとおり目標を設定します。

### 【本市の目標】

項目	目標
サービスの質の向上のための体制の構築	

## 第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住・施設系サービス」に大別される「障害福祉サービス」があります。

また、児童福祉法に基づくサービスである「障がい児支援」には、施設への通所を支援する児童発達支援等の「障害児通所支援」、計画相談を行う「障害児相談支援」があります。

さらに、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

本章では、「第2章 計画の成果目標」の項目ごとに、関連する「障害福祉サービス」、「障がい児支援」及び「地域生活支援事業」等の見込量とその確保のための方策について定めます。

### 障害福祉サービス等の一覧

<b>■訪問系サービス</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 居宅介護</li> <li>◆ 重度訪問介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 同行援護</li> <li>◆ 行動援護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 重度障害者等包括支援</li> </ul>
<b>■日中活動系サービス</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活介護</li> <li>◆ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>◆ 自立訓練（生活訓練）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>就労選択支援</b></li> <li>◆ 就労移行支援</li> <li>◆ 就労継続支援（A型）</li> <li>◆ 就労継続支援（B型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 就労定着支援</li> <li>◆ 療養介護</li> <li>◆ 短期入所 （福祉型・医療型）</li> </ul>
<b>■居住・施設系サービス</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自立生活援助</li> <li>◆ 共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設入所支援</li> <li>◆ 地域生活支援拠点等</li> </ul>	
<b>■相談支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域移行支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域定着支援</li> </ul>
<b>■障がい児支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児童発達支援</li> <li>◆ 放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保育所等訪問支援</li> <li>◆ 障害児相談支援</li> </ul>	
<b>■地域生活支援事業</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 理解促進・研修啓発事業</li> <li>◆ 自発的活動支援事業</li> <li>◆ 相談支援事業</li> <li>◆ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>◆ 成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>◆ 意思疎通支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日常生活用具給付事業</li> <li>◆ 手話奉仕員養成研修事業</li> <li>◆ 移動支援事業</li> <li>◆ 地域活動支援センター事業</li> <li>◆ 専門性の高い意思疎通支援に係る事業</li> <li>◆ 広域的な支援事業</li> </ul>	

## 1. 「福祉施設の入所者の地域生活への移行等」の見込

---

### (1) 訪問系サービス

#### 《訪問系サービスの概要》

#### ① 居宅介護

居宅において障がい者等に、入浴等の介護や調理等の家事の援助等を行います。

#### ② 重度訪問介護

居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、病院等への入院・入所時における職員との意思疎通の支援その他の支援を行います。

#### ③ 同行援護

重度の視覚障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動に必要な支援を行います。

#### ④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防、または回避するために必要な支援等を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの常時介護を要する障がい者等に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

**【訪問系サービスの見込量】**

		単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	障がい者	人数			
		時間分	新規項目 ※前期計画では「訪問系サービスの実績」としてまとめて記載していたが、今回より個々のサービスとして指標を設定		
	障がい児	人数			
		時間分			
重度訪問介護	障がい者	人数			
		時間分			
	障がい児	人数			
		時間分			
同行援護	障がい者	人数			
		時間分			
	障がい児	人数			
		時間分			
行動援護	障がい者	人数			
		時間分			
	障がい児	人数			
		時間分			
重度障害者等包括支援	障がい者	人数			
		時間分			
	障がい児	人数			
		時間分			

※ 時間分：年間のサービス提供時間

(2) 日中活動系サービス

《日中活動系サービスの概要》

① 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、そ

の他の必要な支援を行います。

④ 就労選択支援

←新規項目

就労を希望する障がい者に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理など必要なアセスメントを行ったうえで、事業者と調整して就労系サービスの利用や一般就労を促します。

⑤ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整などの支援を行います。

⑨ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の必要な支援を行います。

⑩ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、施設で短期間、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

【日中活動系サービスの見込量】

		単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護		人数			
		人日分			
自立訓練 (機能訓練)		人数			
		人日分			
自立訓練 (生活訓練)		人数			
		人日分			
就労選択支援		人数	←新規項目		
就労移行支援		人数			
		人日分			
就労継続支援 (A型)		人数			
		人日分			
就労継続支援 (B型)		人数			
		人日分			
就労定着支援		人数			
療養介護		人数			
短期入所					
障がい者	福祉型	人数			
		利用日数			
	医療型	人数			
		利用日数			
障がい児	福祉型	人数			
		利用日数			
	医療型	人数			
		利用日数			

(3) 居住・施設系サービス

《居住・施設系サービスの概要》

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する助言等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

【居住・施設系サービスの見込量】

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数			
共同生活援助	人数			
施設入所支援	人数			

(4) 相談支援

《相談支援の概要》

① 計画相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急の訪問や対応等の各種支援を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

【相談支援の見込量】

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数			
地域移行支援	人数			
地域定着支援	人数			



## 2. 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の見込

### (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場

#### 《保健・医療・福祉関係者による協議の場の概要》

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、保健・医療・福祉関係者が協議の場を通じて、互いに顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有したうえで、システムの構築に資する取組を推進します。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

#### 【保健・医療・福祉関係者による協議の場の見込量】

		単位 (年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・ 福祉関係者 の協議の場	協議会の開催	回数			
	協議会の参加者	人数			
	協議の場における 目標設定	設定 有無			
	評価の実施回数	回数			

### (2) 精神障がい者の地域生活移行に係るサービス

#### 《精神障がい者の地域生活移行に係るサービスの概要》

地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助及び共同生活援助等を通じて、精神科病院に入所または入院している障がい者が退院した後に、地域で安心して暮らせるように支援します。

#### ① 地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

#### ② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急の訪問や対応等の各種支援を行います。

#### ③ 共同生活援助（グループホーム）

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

### 第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

#### ④ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

#### 【精神障がい者の地域生活移行に係るサービスの見込量】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数			
地域定着支援	人数			
共同生活援助	人数			
自立生活援助	人数			
自立訓練 (生活訓練)	人数	←新規項目		

### 3. 「地域生活支援の充実」の見込

#### 《地域生活支援拠点等の概要》

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すこととされています。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

#### 【地域生活支援拠点等の見込量】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	配置の有無	←新規項目		
運用状況の検証及び検討の実施	実施の有無	←新規項目		

## 4. 「障がい児支援の提供体制の整備等」の見込

### (1) 児童発達支援

#### 《児童発達支援の概要》

就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

#### 【児童発達支援の見込量】

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人数			
	人日分			

### (2) 放課後等デイサービス

#### 《放課後等デイサービスの概要》

就学している障がい児に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

#### 【放課後等デイサービスの見込量】

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人数			
	人日分			

### (3) 保育所等訪問支援

《保育所等訪問支援の概要》

保育所等（保育園、幼稚園、その他児童が集団生活を営む施設）に通う障がい児等に、当該施設を訪問し、他児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【保育所等訪問支援の見込量】**

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	人数			
	人日分			

### (4) 障害児相談支援

《障害児相談支援の概要》

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【障害児相談支援の見込量】**

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人数			

### (5) 医療的ケア児等に関する支援

《医療的ケア児等に関する支援の概要》

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【医療的ケア児等に関する支援の見込量】**

	単位(月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置	人数	←新規項目		

(6) パARENTプログラムによる支援

《ペアレントプログラムの概要》

発達障がい、自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他のこれに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるようなグループプログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ保護者を対象としています。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【ペアレントプログラムの見込量】**

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム	受講者数			
	実施者数	←新規項目		

## 5. 「相談支援体制の充実・強化等」の見込

### 《相談支援体制の充実・強化等の概要》

障がいの重度化、重複化により、多様化する障がい者等及び家族のニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とし、総合的・専門的な相談支援を実施します。

#### ① 基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援の拠点として障がい者を対象とした総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センターを設置します。地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着などの業務を行います。

#### ② 相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

基幹相談支援センターが、市内の相談支援事業者に対して、専門的な立場から必要に応じて指導・助言を行います。

#### ③ 相談支援事業者の人材育成の支援

基幹相談支援センターが、市内の相談支援事業者に対して、専門性を備えた人材の育成を支援します。

#### ④ 相談機関との連携強化の取組の実施

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業ネットワークの中核となり、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携強化の取組を実施します。

#### ⑤ 協議会における個別事例検討の実施

相談支援事業所が参画した協議会における個別事例の検討を通じ、地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

### 《算定の考え方》

### 《見込量確保のための方策》

#### 【相談支援体制の充実・強化等の見込量】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	実施の有無			
相談支援事業者の人材育成の支援	実施の有無			
相談機関との連携強化の取組の実施	実施の有無			
協議会における個別事例検討の実施	実施の有無	←新規項目		

## 6. 「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の見込

### (1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

#### 《障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の概要》

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入していることから、障がい者等が真に必要としている障害福祉サービス等を提供することが重要です。

そのため、以下の取組を実施もしくは実施に向けた検討を進めることにより、サービスの決定を担う市職員の資質向上及び事業者が行う事業の質の向上を図ります。

#### ① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加

障がい者等一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービス等を提供するため、埼玉県が実施する市町村の新任者向け研修等に障がい福祉担当者が参加することで、資質向上を図ります。

#### ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

介護給付費等の請求の際に活用される自立支援審査支払等システムの審査結果を事業者等と共有することにより、事業者の事務負担を軽減し、障害福祉サービス等の提供に注力することを促す取組です。

#### ③ 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施

指定障害福祉サービスや指定障害児通所支援等を行う事業者に対し、定期的に指導監査を行い、事業者のサービス提供の質の確保を図ります。

#### ④ 指導監査結果の関係自治体との共有

③の指導監査結果を関係する自治体と共有する体制を構築することにより、事業者が提供するサービスの質の向上を図る取組です。

#### 《算定の考え方》

#### 《見込量確保のための方策》

#### 【障害福祉サービスの質を向上させるための】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加	参加の有無			
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無			
	実施の有無			
指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施	実施の有無			
指導監査結果の関係自治体との共有	体制の有無			
	実施の有無			



## 7. 「地域生活支援事業」の見込

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がい者等の地域生活を支援するため地域の实情に応じて市町村が実施する事業です。

### (1) 理解促進・研修啓発事業

#### 《理解促進・研修啓発事業の概要》

障がい者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 【理解促進・啓発研修事業の見込】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発研修事業	実施の有無			

### (2) 自発的活動支援事業

#### 《自発的活動支援事業の概要》

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

#### 【自発的活動支援事業の見込】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無			

### (3) 相談支援事業

#### 《相談支援事業の概要》

#### ① 障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ② 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施

### 第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

し、相談支援体制の強化を図るものです。また、基幹相談支援センターに専門的な知識を持つ職員を配置するなど、機能の強化を図ります。

#### ③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに専門的な知識を持つ職員を配置するなど、機能の強化を図る取組です。

#### 【相談支援事業の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数			
基幹相談支援センター	設置の有無			
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施状況			

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 《成年後見制度利用支援事業の概要》

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

##### 《算定の考え方》

##### 《見込量確保のための方策》

#### 【成年後見制度利用支援事業の見込】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件数			

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### 《成年後見制度法人後見支援事業の概要》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

《今後の取組》

福祉的支援を必要とする方の成年後見制度利用を支援するため、地域生活支援事業の成年後見制度法人後見支援事業に相当する越谷市社会福祉協議会の法人後見事業の活用を図ります。

また、市民後見人の養成を実施するとともに、越谷市社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、市民後見人が安心して活動できるよう支援に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

《意思疎通支援事業の概要》

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

【意思疎通支援事業の見込】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人数			
	件数			
要約筆記者派遣事業	人数			
	件数			
手話通訳者設置事業	人数			

(7) 日常生活用具給付事業

《日常生活用具給付事業の概要》

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。本市では、日常生活用具として、以下の7区分に基づき事業を実施しています。

① 介護・訓練支援用具

障がい者等に、特殊マットや体位変換器などの身体介護を支援する用具や、障がい児に、訓練いすなどの用具を給付します。

② 自立生活支援用具

障がい者等に、入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器など、自立生活を支援するための用具を給付します。

### 第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

#### ③ 在宅療養等支援用具

障がい者等に、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具を給付します。

#### ④ 情報・意思疎通支援用具

障がい者等に、視覚障害者用拡大読書器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

#### ⑤ 排泄管理支援用具

障がい者等に、ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具を給付します。

#### ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がい者等に、居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

#### ⑦ 点字図書

視覚障がい者に、点字により作成された図書を給付します。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

#### 【日常生活用具給付事業の見込】

		単位 (年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
自立生活支援用具	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
在宅療養等支援用具	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
情報・意思疎通 支援用具	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
排泄管理支援用具	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	障がい者	件数			
	障がい児	件数			
点字図書	障がい者	件数			
	障がい児	件数			

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

《手話奉仕員養成研修事業の概要》

意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

#### 【手話奉仕員養成研修事業の見込量】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	受講者数			

### (9) 移動支援事業

《移動支援事業の概要》

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動を支援します。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

#### 【移動支援事業の見込】

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人数			
	時間分			

### (10) 地域活動支援センター事業

《地域活動支援センター事業の概要》

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与します。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

【地域活動支援センター事業の見込量】

		単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	市内	設置箇所数			
		施設利用人数			
	市外	利用箇所数			
		施設利用人数			

(11) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業

《専門性の高い意思疎通支援に係る事業の概要》

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるようにするため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員（専門性の高い意思疎通支援を行う者）を養成します。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、埼玉県が実施している事業に参画し、連携して実施します。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣や複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等の開催を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

④ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【専門性の高い意思疎通支援に係る事業の見込量】**

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者養成研修事業	修了者数			
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件数			
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了者数			
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	件数			

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を合計したものです。

**(12) 広域的な支援事業**

《広域的な支援事業の概要》

広域的な支援事業とは、市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に都道府県が行う地域生活支援事業です。広域的な支援事業には、都道府県相談支援体制整備事業及び精神障害者地域生活支援広域調整等事業が位置づけられています。

精神障害者地域生活支援広域調整等事業のうち、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、保健所設置市が設置主体とされています。

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため設置するものです。

《算定の考え方》

《見込量確保のための方策》

**【広域的な支援事業の見込量】**

	単位(年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会	開催数			

**(13) その他の事業**

本市では、(1)～(12)の他にも、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を支援するため、以下のような事業を実施しています。また、障がい者等の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業について検討します。

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

② 自動車運転免許取得・改造補助事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

③ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援などを行います。



## 第4章 計画の実現に向けて